

総合体育館基本使用料 ～令和8年3月31日まで

区分		金額							
		午前	午後	夜間	全日	延長時間			
		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える 30分につき		
体育館	入場料金を徴しない場合	平日	9,600	12,800	19,110	41,510	1,590	2,770	
		土曜日、日曜日及び祝日	11,520	15,360	22,950	49,830	1,910	3,310	
	入場料金を徴する場合	1人1回の入場料金が1,500円未満のとき	平日	48,050	64,070	95,570	207,690	8,000	13,870
			土曜日、日曜日及び祝日	57,660	76,880	114,800	249,340	9,600	16,550
		1人1回の入場料金が1,500円以上のとき	平日	96,110	128,150	191,160	415,420	16,010	27,750
			土曜日、日曜日及び祝日	115,330	153,780	229,600	498,710	19,210	33,100
武道館	入場料金を徴しない場合	営利を目的としない利用	平日	6,400	8,540	12,700	27,640	1,050	1,800
		土曜日、日曜日及び祝日	7,670	10,240	15,260	33,170	1,270	2,240	
	入場料金を徴する場合	1人1回の入場料金が1,500円未満のとき	平日	32,030	42,710	63,540	138,280	5,330	9,070
			土曜日、日曜日及び祝日	38,430	51,250	76,350	166,030	6,400	11,200
		1人1回の入場料金が1,500円以上のとき	平日	64,070	85,430	127,080	276,580	10,670	18,150
			土曜日、日曜日及び祝日	76,880	102,510	152,710	332,100	12,800	22,420
第1 錬成道場	全部を利用するとき	平日	2,870	3,830	5,750	12,450	520	850	
		土曜日、日曜日及び祝日	3,510	4,690	6,930	15,130	630	1,050	
	2分の1の面積を利用する場合	平日	2,020	2,770	4,050	8,840	420	630	
		土曜日、日曜日及び祝日	2,560	3,310	4,900	10,770	520	740	
第2 錬成道場	全部を利用するとき	平日	2,870	3,830	5,750	12,450	520	850	
		土曜日、日曜日及び祝日	3,510	4,690	6,930	15,130	630	1,050	
	2分の1の面積を利用する場合	平日	2,020	2,770	4,050	8,840	420	630	
		土曜日、日曜日及び祝日	2,560	3,310	4,900	10,770	520	740	
多目的練習室		850	950	1,270	3,070	200	200		
第1会議室	全部を利用する場合	1,910	2,560	3,830	8,300	310	630		
	2分の1の面積を利用する場合	960	1,280	1,920	4,160	200	320		
第2会議室		950	1,270	1,910	4,130	200	310		
エントランス会議室		1,270	1,700	2,560	5,530	200	420		
トレーニング室		1人1回	310						
		1人月額	3,190						

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

総合体育館基本使用料(料金改定後)令和8年4月1日～

区分		金額							
		午前	午後	夜間	全日	延長時間			
		9時～12時	13時～17時	17時30分～21時	9時～21時	8時30分～9時 12時～12時30分	21時を超える 30分につき		
体育館	入場料金を徴しない場合	営利を目的としない利用	平日	14,400	19,200	28,660	62,260	2,380	4,150
		土曜日、日曜日及び祝日	17,280	23,040	34,420	74,740	2,860	4,960	
	入場料金を徴する場合	営利を目的とする利用	平日	72,070	96,100	143,350	311,520	12,000	20,800
			土曜日、日曜日及び祝日	86,490	115,320	172,200	374,010	14,400	24,820
		1人1回の入場料金が1,500円未満のとき	平日	72,070	96,100	143,350	311,520	12,000	20,800
			土曜日、日曜日及び祝日	86,490	115,320	172,200	374,010	14,400	24,820
1人1回の入場料金が1,500円以上のとき	平日	144,160	192,220	286,740	623,120	24,010	41,620		
	土曜日、日曜日及び祝日	172,990	230,670	344,400	748,060	28,810	49,650		
武道館	入場料金を徴しない場合	営利を目的としない利用	平日	9,600	12,810	19,050	41,460	1,570	2,700
		土曜日、日曜日及び祝日	11,500	15,360	22,890	49,750	1,900	3,360	
	入場料金を徴する場合	営利を目的とする利用	平日	48,040	64,060	95,310	207,410	7,990	13,600
			土曜日、日曜日及び祝日	57,640	76,870	114,520	249,030	9,600	16,800
		1人1回の入場料金が1,500円未満のとき	平日	48,040	64,060	95,310	207,410	7,990	13,600
			土曜日、日曜日及び祝日	57,640	76,870	114,520	249,030	9,600	16,800
1人1回の入場料金が1,500円以上のとき	平日	96,100	128,140	190,620	414,860	16,000	27,220		
	土曜日、日曜日及び祝日	115,320	153,760	229,060	498,140	19,200	33,630		
第1 錬成道場	全部を利用するとき	平日	4,300	5,740	8,620	18,660	780	1,270	
		土曜日、日曜日及び祝日	5,260	7,030	10,390	22,680	940	1,570	
	2分の1の面積を利用する場合	平日	3,030	4,150	6,070	13,250	630	940	
		土曜日、日曜日及び祝日	3,840	4,960	7,350	16,150	780	1,110	
第2 錬成道場	全部を利用するとき	平日	4,300	5,740	8,620	18,660	780	1,270	
		土曜日、日曜日及び祝日	5,260	7,030	10,390	22,680	940	1,570	
	2分の1の面積を利用する場合	平日	3,030	4,150	6,070	13,250	630	940	
		土曜日、日曜日及び祝日	3,840	4,960	7,350	16,150	780	1,110	
多目的練習室		1,270	1,420	1,900	4,590	300	300		
第1会議室	全部を利用する場合	2,860	3,840	5,740	12,440	460	940		
	2分の1の面積を利用する場合	1,440	1,920	2,880	6,240	300	480		
第2会議室		1,420	1,900	2,860	6,180	300	460		
エントランス会議室		1,900	2,550	3,840	8,290	300	630		
トレーニング室		1人1回	460						
		1人月額	4,780						

※市内に住所を有しない個人または市内に事務所若しくは事業所を有しない法人が利用する場合は、**基本料金の1.5倍**となります。

総合体育館附属設備使用料 ～令和8年3月31日まで

区分	単位	金額	
バスケットボール器具	1面	310	
バレーボール器具	1面	310	
ハンドボール器具	1面	310	
テニス器具	1面	310	
バドミントン器具	1面	200	
卓球器具	1面	100	
体操器具	1種目	200	
柔道器具	1面	3,190	
防球ネット	1枚	30	
電光式得点掲示器	一式	2,120	
手動式得点掲示器	1個	50	
審判台	1個	100	
体育館仮設ステージ	一式	5,330	
武道館ステージ	1回	10,670	
放送設備	一式	2,120	
シャワー設備	1回	100	
ロッカー	1個	100	
ピアノ	1台	4,260	
電源	1KW	200	
机	1個	50	
椅子	1脚	20	
照明設備	体育館	大光量1時間につき	2,120
		中光量1時間につき	1,050
	武道館	大光量1時間につき	1,270
		中光量1時間につき	630
	第1錬成道場	1時間につき	310
第2錬成道場	1時間につき	310	
舞台照明設備	武道館	大光量一式	10,670
		小光量一式	5,330
空調設備	体育館	1時間につき	17,080
	武道館	1時間につき	12,800
	第1錬成道場	1時間につき	1,490
	第2錬成道場	1時間につき	1,490
	多目的練習室	1時間につき	310

総合体育館附属設備使用料(改定後)令和8年4月1日～

区分	単位	金額	
バスケットボール器具	1面	460	
バレーボール器具	1面	460	
ハンドボール器具	1面	460	
テニス器具	1面	460	
バドミントン器具	1面	300	
卓球器具	1面	150	
体操器具	1種目	300	
柔道器具	1面	4,780	
防球ネット	1枚	40	
電光式得点掲示器	一式	3,180	
手動式得点掲示器	1個	70	
審判台	1個	150	
体育館仮設ステージ	1台	160	
武道館ステージ	一式	16,000	
放送設備	一式	3,180	
シャワー設備	1回につき	200	
ロッカー	1回につき	100	
ピアノ	1台	6,390	
電源	1KW	300	
机	1個	70	
椅子	1脚	30	
照明設備	体育館	大光量1時間につき	3,180
		中光量1時間につき	1,570
	武道館	大光量1時間につき	1,900
		中光量1時間につき	940
	第1錬成道場	1時間につき	460
第2錬成道場	1時間につき	460	
舞台照明設備	武道館	大光量一式	16,000
		小光量一式	7,990
空調設備	体育館	1時間につき	25,620
	武道館	1時間につき	19,200
	第1錬成道場	1時間につき	2,230
	第2錬成道場	1時間につき	2,230
	多目的練習室	1時間につき	460
移動収納席	体育館	一式	19,000
	武道館	一式	18,700